

シリーズ/取調べ「可視化」の「現在」

11月2日 可視化集会開催! 周防正行監督と考える「取調べの可視化」

取調べの可視化実現大阪本部

平成 25 年 11 月 2 日 (土) 午後 1 時から、大阪弁護士会 2 階ホールにおいて、取調べの可視化について考えるシンポジウムが開かれることとなった。

本連載でも随時報告しているとおり、本年 1 月 29 日、法制審特別部会は被告人取調べの録音・録画についての制度構想案を含んだ「時代に即した新たな刑事司法制度の基本構想」を発表した。今後当該基本構想を前提に、作業分科会による検討がなされ、来年にはいよいよ法制化される方向性で議論が進んでいる。ただ、上記基本構想においては、捜査官の裁量によって録音・録画の範囲を決めていこうという案も未だ残されている。その意味で、全過程録画を原則とする法制化を実現するためには、市民の皆さんの理解・協力が不可欠である。

上記のような問題意識の下、上記日時に、取調べの可視化の法制化をテーマとしたシンポジウムを開催することとなった。

当日は、法制審議会「新時代の刑事司法制度



特別部会」委員でもある映画監督・周防正行氏にゲストとしてお越し頂き、法制審議会の動き、そして、今後の法制化に向けて何が重要か、などについて、忌憚のないお話を伺う予定である。なお、周防監督は、現在、京都において新作「舞妓はレディ」の撮影に取り組んでおられる。当日は、本作の見所などもこっそり教えて頂けるかも知れない。

また、可視化の必要性を示す事例報告として、

- ① 大阪・ガールズバー店長殺人未遂事件 (ガールズバーの男性店長を暴行し、死亡させたとして殺人未遂容疑で逮捕、送検された男性が、その後不起訴となった事件。弁護人の捜査弁護により、自白強要が防がれた)
- ② 北九州爪ケア事件 (北九州市の病院で 07 年、認知症の入院患者 2 人の足の爪を切除してけがをさせたとして

傷害罪に問われた看護師が、一審福岡地裁小倉支部では有罪判決 (懲役 6 カ月執行猶予 3 年) を受けたが、その後福岡高裁において、一審破棄・無罪判決を受けた事例。捜査段階において、違法・不当な取調べにより、自白強要がなされた)

の 2 件について、事例報告が行われる予定である。

特に、②事件については、担当弁護士であった東敦子弁護士と共に、元被告人である上田里美氏ご本人にもお越し頂き、自白強要がなされた取調べについて、お話し頂くこととなっている。上田さんは、当初は否認していたが、長期間に及ぶ取調べで自白を強要され、傷害を認める調書を作成してしまった。自分が署名・指印した調書を捜査官から読み聞かせられた上田さんは、「自分は何て悪い人間だったんだろう」と思い、涙を流したという。人間をそこまで追い込む密室取調べの実態と怖さを、ご本人の口からお話し頂き、取調べの可視化の必要性を改めて考えたい。

その他、「東住吉事件」について、弁護人から特別報告も頂く予定である。同事件は、平成 24 年 3 月 7 日に再審開始が決定されたが、検察庁の即時抗告により同年 4 月 26 日から大阪高裁で抗告審 (三者協議) が続いている。この間大阪高検は、弁護団が行った燃焼に関する実験結果 (犯人とされている朴氏の自白内容が虚偽であることを裏付ける実験) を打ち消そうと、独自の実験を行ったが、いずれも弁護団の実験と同じ結果となり、かえって弁護団の主張を裏付けるものとなったという。そこで、本シンポジウムでは、当該実験のビデオも実際に上映しつつ、再審の行方について弁護団からご報告頂く予定である。

その他、勿論、法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会幹事でもある小坂井久弁護士による、法制審議会の議論の行方についての報告も予定している。

盛り沢山のシンポジウム、連休初日の弁護士会館が多数お越し頂いた市民の熱気で埋め尽くされるよう、会員におかれども、是非告知、そして当日のご参加をお願いいたします。

※なお、連載中の「可視化時代」に向けての刑事弁護ノウハウは、お休みさせて頂きました。